

A 1 - 5 1

5 年 保 存 (常)
(平成33年12月31日まで)

F N . A 1 - 6 - 1

鹿 務 第 6 2 8 号

平 成 2 8 年 7 月 2 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	人事係	Tel	
----	-----	-----	--

鹿 児 島 県 警 察 職 員 の 分 限 の 取 扱 い に 関 す る 訓 令 の 解 釈 及 び 運 用 に つ い て
(通 達)

「鹿 児 島 県 警 察 職 員 の 分 限 の 取 扱 い に 関 す る 訓 令 」 (平 成 1 7 年 鹿 児 島 県 警 察 本 部 訓 令 第 1 7 号 。 以 下 「 訓 令 」 と い う 。) の 運 用 解 釈 に つ い て は , 「 鹿 児 島 県 警 察 職 員 の 分 限 の 取 扱 い に 関 す る 訓 令 の 解 釈 及 び 運 用 に つ い て (通 達) 」 (平 成 1 7 年 7 月 7 日 付 け 鹿 務 第 2 4 7 号 。 以 下 「 旧 通 達 」 と い う 。) に よ り 運 用 し て い る と こ ろ で あ る が , こ の 度 , 行 政 不 服 審 査 法 (平 成 2 6 年 法 律 第 6 8 号) の 施 行 に 伴 い , 旧 通 達 の 一 部 を 改 正 し , 下 記 の と お り 運 用 す る こ と と し た の で , 誤 り の な い よ う に さ れ た い 。

な お , こ の 通 達 は 平 成 2 8 年 8 月 1 日 か ら 施 行 し , 旧 通 達 は 平 成 2 8 年 7 月 3 1 日 限 り 廃 止 す る 。

記

第 1 訓 令 制 定 の 趣 旨

鹿 児 島 県 警 察 職 員 (以 下 「 職 員 」 と い う 。) に 対 す る 分 限 処 分 に つ い て , そ の 手 続 を 明 ら か に す る こ と に よ り , 公 正 性 を 担 保 す る も の 。

第 2 解 釈 及 び 運 用 要 領

1 適 用 範 囲 (第 2 条 関 係)

分 限 処 分 の 対 象 と な る の は , 条 件 附 採 用 期 間 中 の 者 及 び 臨 時 的 に 任 用 さ れ た 者 を 除 く 職 員 で あ る 。 「 条 件 附 採 用 期 間 中 の 者 及 び 臨 時 的 に 任 用 さ れ た 者 」 と は , 法 第 2 2 条 に 規 定 す る 職 員 を い い , こ れ ら の 者 に は , 法 第 2 9 条 の 2 の 規 定 に よ り , 法 第 2 7 条 第 2 項 及 び 第 2 8 条 第 1 項 か ら 第 3 項 ま で の 規 定 が 適 用 さ れ な い こ と か ら , 訓 令 の 適 用 も 除 外 さ れ る こ と と な る 。

な お , 地 方 警 務 官 の 分 限 に つ い て は , 任 命 権 者 が 異 な る た め , こ の 訓 令 は 適 用 さ れ な い 。

2 所 属 長 等 の 責 務 (第 3 条 , 第 4 条 関 係)

(1) 職 員 が 分 限 対 象 事 由 に 該 当 す る と 認 め る 場 合 に は , 公 務 能 率 上 の 見 地 か ら 分 限 処

分を行うか否かを判断する必要があることから、所属長は客観性を担保しつつ事実を調査し、その上で、分限手続に付する必要があると認められる場合には、分限処分の申立てを行うこととしたものである。

また、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に職員の分限に関する調査、分限処分の申立てを行う責務を与えたのは、所属長のさきの調査及び申立てを補てんさせる趣旨である。

- (2) 職員が鹿児島県地方警察職員の分限並びに懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第39号。以下「条例」という。）第2条において準用する鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第50号）第1条の2に掲げる次のいずれかの事由に該当するときは、訓令第3条の規定による申立ての対象とならない。

ア 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

イ 外国の政府又はこれに準ずる公共的機関において、その職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合

ウ 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

3 委員会の設置等（第5条、第6条関係）

分限処分を行う権限（以下「分限処分権」という。）は、法第6条の規定により、任命権者たる鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）が保有する権限であるが、分限処分を慎重かつ公正に行うため、本部長の諮問機関として鹿児島県警察分限審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、これに分限に関する審査を行わせようとするものである。

4 審査の要求等（第8条関係）

分限処分権は本部長に属するのであって、本部長は審査を委員会に要求することなく権限を行使することもできるのであるが、被申立者が不利益となることのないよう慎重を期するため、訓令に定める申立てを受けた場合は、原則として、委員会に審査を要求することとした。

なお、法第28条第2項第1号に該当する者が行う休職の願出期限については、原則として、休職開始予定日目の3週間前までとし、当該願出に際しては、医師の診断結果に基づく療養期間及び症状を明らかにしなければならないものとする。

5 審査の通知（第9条関係）

審査の通知は、所属長が当該所属の職員に関し分限手続が行われていることを知らずにその分限処分が行われるということのないようにするためであり、かつ、口頭審査を要求しようとする者にその機会を与えるためである。

なお、この通知は、職員の身分保障の重要性を考慮し、文書によることとした。

6 勤務に関する指示等（第10条関係）

(1) 「勤務に関する所要の指示」とは、被申立者に対し在庁勤務等の指示をすることなどをいう。

(2) 「被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品の返納を命ずる」とは、制服等の支給品又は拳銃、警察手帳等の貸与品を被申立者に所持させてお

くことが適当でないとする場合において、当該支給品又は貸与品について返納を命じ回収することをいう。

7 審査の方法（第11条関係）

- (1) 委員会の審査は書面審査を原則とし、被申立者が口頭審査を要求した場合にのみ、口頭審査を開催するものとした。

したがって、被申立者からの明示の意思表示がない限り、審査は書面審査で行うこととなる。

- (2) 委員会の意思決定は、多数決により行われる。

これは書面審査と口頭審査のいずれにも共通する事項である。

8 口頭審査の開催通知等（第13条関係）

- (1) 口頭審査の要求があったときは、要求した被申立者に対し、審査の期日及び場所を委員長から通知するが、この通知は審査期日の7日前までに行わなければならないこととした。

これは、被申立者が証人の出席を要求し、又は必要な証拠を提出することができる期日が、審査期日の3日前までとなっているので、その間に若干の期間を置く必要があるからである。

- (2) 「再度の呼び出しにも応じないとき」とは、口頭審査を行うに当たり、被申立者に相当な理由があったために同人が欠席した場合において、被申立者に対し再度口頭審査の通知を行ったにもかかわらず、被申立者が再び口頭審査に欠席した場合をいう。

9 口頭審査手続（第14条関係）

口頭審査を開催する場合の定足数を定めたものであるが、委員長は、審査に必ず出席することを要し、委員については、半数以上の者が出席しなければ審査を開催できないこととした。

10 委員長及び委員の除斥（第16条関係）

- (1) 審査の公平性を担保するため、委員長及び委員は、自己又はその親族に関する分限処分の審査から除斥することとしたものであるが、委員長又は委員は、これ以外の場合においても審査に当たることが不適当と認めるときは、委員会に対しその理由を明らかにしてこれを回避することができるものとする。

- (2) 「親族」とは、民法（明治31年法律第9号）第725条各号に掲げる6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。

11 委員会の勧告（第18条関係）

委員会は、事案の審査の結果について、ただちに任命権者に勧告しなければならない。

12 分限処分（第20条関係）

- (1) 本部長は、委員会の勧告を参考として分限処分を決定するが、必ずしもこの勧告に拘束されるものではなく、法第6条に基づく分限処分権者として、その分限処分の種別及び程度を軽減することも、加重することもできる。

- (2) 分限処分は、当該所属の所属長を通じて、辞令及び分限処分説明書を交付して行うものとする。

分限処分は、法及び条例により文書の交付という要式行為が定められており、その効力は、文書（意思表示）が相手方に到達した時期に生ずるが、この到達というのは、必ずしも相手方がこれを現実に受領することを要件とせず、相手方が了知できる状態にあれば足りる。

例えば、本人の不在中、家族に交付する場合には、交付があったものとして効力が発生する。

なお、被処分者の所在を知ることができない場合は、家族に交付するのみでは知し得ないことが明白であるから、このような場合は、鹿児島県公報に登載すること。

- (3) 分限処分を受けた者がその処分に対し不服があるときは、法第49条の2及び第49条の3の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、所定の手続により鹿児島県人事委員会にその処分についての審査請求をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを行うことができない。

- (4) 当該処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、法第51条の2の規定により、処分についての審査請求に対する鹿児島県人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができない。ただし、次のいずれかの事由に該当する場合は、鹿児島県人事委員会の裁決を経ないで、取消訴訟を提起することができる。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても、鹿児島県人事委員会の裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、取消訴訟は、当該審査請求に対する鹿児島県人事委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として提起することができる。ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを行うことができない。

13 分限処分の記録（第22条関係）

- (1) 分限処分記録表の処分種別は、「免職」、「降任」、「休職」及び「降給」とする。

また、適用条項は、法第28条第1項各号、第2項各号の条項等を次のとおり記載すること。

法第28条第2項第1号の規定による「休職」であれば、適用条項を「法28-2-1」と記載

- (2) 所属の職員が配置換えになったときの分限処分記録表の取扱いは、鹿児島県警察職員の人事記録、人事配置等の取扱いに関する訓令（平成10年鹿児島県警察本部訓令第44号）第18条の規定により、他の人事記録と共に転出先の所属長に送付しなければならない。ただし、警察庁、管区警察局等へ出向した職員の記録表は、他の人事記録と共に警務課長へ送付すること。